

# 倉敷市週休2日工事試行要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、倉敷市が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までをいい、準備、準備工、片付期間のほか、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間は除くものとする。

なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。

4 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務的作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 この要領において「週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保した場合をいう。

6 この要領において「倉敷市が発注する原則すべての工事」とは、土木工事標準積算基準、土地改良工事積算基準（土木工事）を適用した工事をいう。

## (対象工事)

第3条 対象工事は、倉敷市が発注する原則すべての工事の中から、発注者が選定するものとする。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記し、倉敷市週休2日工事特記仕様書を添付するものとする。

3 発注者は、週休2日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

## (実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する受注者希望型とする。

2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、週休2日工事の実施希望の有無を工事打合せ簿により、発注者に報告するものとする。

3 その他実施に当たっては、別に定める倉敷市週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

## (設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期

間において週休2日を達成できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を達成できなかった場合においても減点は行わないものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を達成した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和4年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

倉敷市週休2日工事試行要領（令和3年11月1日施行）は、廃止する。